

# 2020年10月12日の経営会議の概要

|              |  |
|--------------|--|
| 開催日時         | 2020年10月12日(月) 午後1時00分～午後1時50分   |
| 開催場所         | 政策会議室  |
| 付議目的         | 施策体系・指標の承認   |
| 所管部課         | 環境資源部環境政策課   |
| 案件名称         | 「(仮称)第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」の策定について  |
| 実施期間         | 2021年4月～2031年3月  |
| 法令根拠         | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条第1項  |
| 対象者<br>(お客様) | 市民、事業者   |
| 案件概要         | <p>2011年4月に「町田市一般廃棄物資源化基本計画」(以下、基本計画という。)、2015年11月に「ごみ減量アクションプラン」を策定し、持続可能な循環型社会の形成を目指し、3Rの推進、資源化施設等の整備など様々な施策を進めてきました。その結果、資源物を含む総ごみ量は、基本計画策定時と比較し減少していますが、資源ごみ処理施設の整備が遅れていることや生ごみの減量が進まない等の理由で、基本計画に掲げた個別目標の「資源化率54%」「生ごみの100%資源化」を含め、全体目標「ごみとして処理する量の40%削減」については2020年度までに達成できません。バイオガス化施設で発生する残渣についても、肥料化する前提で全量を資源として換算する等、現実的ではなく、わかりにくい目標設定となっていました。</p> <p>食品ロスやプラスチックごみ問題等の廃棄物行政を取り巻く社会情勢や環境が目まぐるしく変化している中、市の責務である一般廃棄物の処理に係る長期的な視点に立った基本的な方針を明確にするため、計画期間を2021年度から2030年度までの10年間とした新たな基本計画を策定します。</p> <p>新たな基本計画では、基本方針として、「市民、事業者との連携の強化」、「家庭系ごみの減量」、「事業系ごみの減量」、「環境に配慮した資源化施設整備、適正処理」、「社会的課題への対応の強化」を掲げ、施策を展開します。また、市民一人ひとりが自分事として取り組めるようなわかりやすい全体目標として、「1人1日当たりごみ排出量の削減」、「総資源化率の向上」、「温室効果ガス排出量の削減」を定め、総ごみ量の削減をした上で、排出される廃棄物の質の向上も図ります。これらに基づいた施策を推進し、持続可能で環境負荷の少ない都市の形成を目指します。</p> |
| 主な意見         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体目標の考え方を分かりやすく示すこと。</li> <li>・「ごみ種別ごとの取組と削減量・資源化量」と「目標達成時の総ごみ量」及び「目標達成時の資源化量」との関連性を明確にすること。</li> <li>・その他、文言等を整理すること。</li> </ul>  |
| 審議結果         | 提案内容を承認する。上記意見に留意したうえで進めること。   |
| 出席者          | <p>&lt;委員・幹事&gt;</p> <p>市長、高橋副市長、木島副市長、教育長、政策経営部長、経営改革室長、広報担当部長、総務部長、財務部長、企画政策課長、企画政策課未来づくり担当課</p>   |

長、秘書課長、広報課長、総務課長、法制課長、職員課長、財政課長

<説明者>

環境資源部長、循環型施設建設担当部長、環境政策課長、環境政策課担当課長

|              |   |
|--------------|---|
| 開催日時         | 2020年10月12日(月) 午後1時55分～午後2時40分  |
| 開催場所         | 政策会議室   |
| 付議目的         | 施策体系・指標の承認  |
| 所管部課         | 地域福祉部障がい福祉課   |
| 案件名称         | (仮称) 町田市障がい者福祉計画 21-26 の策定について  |
| 実施期間         | 2021年4月～2027年3月   |
| 法令根拠         | 障害者基本法<br>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)  |
| 対象者<br>(お客様) | 障がい者及びその家族、支援者、関連事業者等   |
| 案件概要         | <p>町田市では、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画(町田市障がい者計画)」と障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画(町田市障がい福祉事業計画)」を策定し、障がい者施策に取り組んできました。これら2つの計画が同時期に期間満了を迎えるにあたり、計画の整合性を高め、より分かりやすい計画にすることを目的として、次期計画を一体的な総合計画として策定するため、取り組みを進めています。</p> <p>現行計画の成果としては、グループホームの増加により障がい者が地域で暮らすという選択肢が増えたことや、相談支援指針の作成により市内の相談支援の質の向上を進める土台ができたこと、企業に就労する障がい者数が増加し、障がい者の働き方が多様化したこと、障がい者差別解消法の施行に伴い障がい者差別の相談の仕組みが発足したことなどが挙げられます。</p> <p>一方、重度障がいや医療的ケアの必要な方が利用できる地域資源の不足、相談支援指針の更なる普及、障がい者が働き続けるための支援や職場における障がい理解の促進、障がい者差別の相談への対応について、引き続き課題となっています。計画の策定に向け、2019年度に市内の障がい者を対象に実施した「町田市 暮らしの状況・生活の困り事に関する調査」においても、これらの課題を裏付ける結果がみられており、次期計画においても引き続き取り組みが求められています。</p> <p>町田市の現状に目を向けると、市の障がい者数(各手帳所持者数)は、年平均2.3%(2014年～2018年)の割合で増加し続けており、障がい本人の高齢化にともなう障がいの重度化や、「親なきあと」に対応した、地域での生活基盤の整備が求められています。また、調査においても、将来について「住み慣れた町田で暮らしつづけたい」という回答が多く寄せられました。</p> <p>国の指針でも、「施設入所者の地域移行」「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」が示されており、障がい者の地域での暮らしを支える仕組みづくりが求められています。</p> <p>また、調査では障がいによる差別を感じている方が多くいるという現状が浮き彫りになる一方、障害者差別解消法や東京都の差別解消条例について知らない方が55.6%、差別を受けた場合の相談先についても「知らない」と答えた方が61.9%に達していました。町田市においても、差別をなくすための更なる仕組みづくりや、差別解消の理解啓発が求められています。</p> |

|             |  |
|-------------|--|
|             | <p>この現状を踏まえ、本計画では新たに2つの基本目標（「地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる」「障がい理解を促進し、差別をなくす」）を設定しました。</p> <p>これらの2つの基本目標をもとに、障がい者の生活に関連する11分野ごとに重点施策や各障害福祉サービス等の見込み量について定め、庁内や関連機関との連携を行い、事業を推進します。</p> <p>計画の一体化に伴い、計画第1章「基本理念」「基本目標」については21年から26年度まで6年間不変とし、計画の2章「主な施策」とその「指標・現状値・目標値」は3年ごとに見直し、前期計画・後期計画という形で策定します。</p> <p>この計画の推進により、「いのちの価値に優劣はない」という、1998年から一貫する本計画の基本理念が実現された3つの社会（（1）差別のない社会（2）障壁のない社会（3）ともに生きられる社会）を目指し、町田市の課題を解決していきます。</p> |
| <p>主な意見</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本目標については、障がい者数の推移やアンケート調査結果等を踏まえ、経緯や背景を計画のなかに記載してわかりやすい表現に変更すること。</li> <li>・ その他、文言等を整理すること。</li> </ul>  |
| <p>審議結果</p> | <p>提案内容を承認する。上記意見に留意したうえで進めること。</p>  |
| <p>出席者</p>  | <p>&lt;委員・幹事&gt;</p> <p>市長、高橋副市長、木島副市長、政策経営部長、経営改革室長、広報担当部長、総務部長、財務部長、企画政策課長、企画政策課未来づくり担当課長、秘書課長、広報課長、総務課長、法制課長、職員課長、財政課長</p> <p>&lt;説明者&gt;</p> <p>地域福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課担当課長</p>  |